

すべてのものは、平等にその生きる権利を有する。従って、対等に働く権利を有する。この観点に立ち私達は、対等に働く事が当り前の社会を確立する為に歩む。

「障」教・連だより

ひとすじの

白い道

第6号 1994年7月(第5号の続編)

障教連

編集:「障碍」を持つ教師と共に・連絡協議会

〒183 府中市朝日町1-15-26大葉方

新設専用電話・FAX

0423-36-7012

郵便振替 東京2-707824

◆連絡先◆

代表:	大葉 利夫	0423-36-7012
事務局長:	宮城 道雄	048-797-1323
副代表:	尾崎 裕子	0423-43-8414
	莊田 美智子	03-3751-3136
	的野 碩郎	0423-81-2534
	斎藤 昌久	03-3925-4656

定価 300円

1971年8月7日第三種郵便物認可 毎月1の日、6の日発行

発行所

SSKA増刊通巻第123号

1994年8月12日発行

身体障害者定期刊行物協会

SSKA増刊 障教連だより

ひとすじの
白い道

第6号 1994年7月(第5号の続編)



「障碍」を持つ教師と共に・連絡協議会 編

「障」教・連だより 第6号(1994年8月)
「ひとすじの白い道」

目 次

卷頭記「ひとすじの白い道がある」(その6)	東京 荘田 美智子	2
内部障害の悩み	東京 荘田 美智子	4
第1部 焦点 「障」教・連と基本法	的野 碩郎	5
		8
資料 障害者基本法		13
第2部 スクランブル どこまでも可能性を求めて	栗原 昌子	14
熊本に転職後の私の変容	古賀 皓生	19
「障・教・連」の 昨日・今日・明日	斎藤 昌久	21
編集後記	宮城 道雄	24

卷頭記「ひとすじの白い道がある」(その6)

内部障害の悩み 東京 荘田 美智子

私が人工透析に入ったのは今から5年ほど前になります。新卒の頃急性腎臓炎にかかり、1年も入院していたのにすっかり治りきらなかったのでしょう。その後も随分注意をしていたのですが、進行性ということで悪化をくいとめることはできませんでした。

その間、約20年。

自由に旅行に行ったり、食事をしたり、スポーツしたりなどの人並みなことは何一つできませんでした。いつも病気のことが頭から離れず、ときには夢にまで見るほどでした。最終段階では余りの苦しさから「もう、透析には入っても良い」とまで思いました。

透析に入って3年くらいは不均衡症候群に悩まされ、教員が続けられるのかと深刻な時期もありましたが、今はやや落ち着き小学校に復職をしています。

しかし、週3回の通院は欠かす事ができず勤務を続けて行く上で大変な困難を伴います。

職場を異動した事もあり、同僚の理解が今一つ得ることができません。外見上は健常者と殆ど変わりが無いので理解してほしいという方が無理かも知れません。年齢的にみても働き盛りであり、仕事が次から次へと回って来ます。

いちいち説明するのも気が引けて職場の人達には何もいっていません。

— 私たち透析をする人間にとて日向に長時間いると急激に血圧が下がる場合があります。

「私、日陰の女なの。」などと冗談に紛らわして夏の朝会時には日

陰に避難をします。
また、透析から帰る途中、具合が悪くなりシルバーシートなどに座っていると不審な目で見られる事も度々あります。——
この様に内部障害者は外見上、健常者と何等変わることが無いので周囲の理解を得るのに困難があります。
「分担がきつい。」と言葉でいってもさぼっているとしか見て貰えません。今の現場はだれもが皆急がしく、余裕の無い状態がそうさせているのかも知れません。

ですから障・教・連の会に出るとホッとなります。心の傷を良く理解して貰えるし、病気や制度についての情報を得ることもできます。そういう意味でこの会の存在は私のおおいな救いになっていますが代表や運営委員の方々のご苦労を思うと胸が痛みます。皆、病気や障害を抱え、仕事をしながら会の運営をしていくのは本当に大変な事です。少ない人数で何もかも自分達でやらなければなりません。関東一円の方々が中心に動いているので会場にくるだけでも一仕事です。更に4時間も5時間もかかる会議、対外的な交渉、通信や機関紙の作成、合宿や署名の段取り、数えきれません。何の権力もない少い活動資金でこの3年間良く頑張って来たと思います。

やっとこの会ができたのだから何とかこの状況を開拓したいという熱意があったからでしょう。しかし、体力的に限界に来ています。もう少し会の運営に参加してくれる人がいたら、もう少し積極的になってくれたらと思うのは私だけでしょうか。

自分たちでやり遂げなければこの状況を変えることは困難です。自分のために、そして後に続く人の為にまず、自分が変わりましょう。会費だけはらうのだけでなく体の調子が良い時には顔をだして見せんか。

第1部

焦点

障害者基本法とは何か

話題にフォーカス当てる新コーナー

「障」教連と基本法

的野碩郎〔視覚障害・ともに会員〕

1993年12月に、23年ぶりの「障害者基本法（旧心身障害者対策基本法）」が改正、施行された。我々、障害者の中でもこの「基本法」の存在を知っていた者はどれだけいただろうか。昨年2月頃より自民党、社会党等で準備され、話されてきたものの、6月には宮沢内閣の衆議院解散の中で廃案となってしまった。再度、細川内閣のもとで衆議院、そして参議院で付帯決議を付けて改正にふみきり、施工されたところだ。しかし自民党に代わったという連立政権であっても期待はほとんどできないのが現実である。東京都の教育委員会との交渉に参加された人達は納得されると思う。

さて、新旧の「基本法」を、字づらで変わったところの主な箇所をあげてみよう。

- 1 法律の題名を「障害者基本法」に改めた。
- 2 目的を障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することとした。〔第1条関係〕
- 3 法律の対象となる者の名称を「障害者」に改めると共に、身体障害、精神薄弱、または精神障害が法律の対象であることを明定した。〔第2条関係〕
- 4 全て障害者は社会を構成する一員として「社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとすること。〔第3条関係〕
- 5 12月9日を障害者の日と定めた。〔第6条関係〕
- 6 障害者の為の基本計画の策定が、国には義務づけられ、都道府県市町村には努力義務と定められている。〔第7条関係〕
- 7 政府は毎年国会に障害者のために講じた施作の概況に関する報告書を提出しなければならない。〔第9条関係〕
- 8 国および地方公共団体は障害者の教育に関する環境の整備を促進しなければならない。〔第12条関係〕

- 9 国及び地方公共団体は障害者の優先雇用の施策を講じなければならない。また事業主は事業の助成、雇用の安定に努力の義務が課せられた。〔第15条関係〕
- 10 公共的施設使用において、障害者が円滑に利用できるよう配慮することと共に、事業者の構造、設備の整備が努力義務となつている。〔第22条関係〕
- 11 「障害の発生予防」が「障害の予防」と代わる。〔第26条関係〕
- 12 「心身障害者対策協議会」を「障害者施作推進協議会」とし、その委員に障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者の内からも任命する。〔第27条、28条関係〕

といったところであろう。

さて、この法律、「障」教連にとって、どんなところが身近なのであるのだろうか。一つは、教育に係わるところで、第12条第2項の教育における環境整備をどう解釈するかである。社会党の一議員の話では統合教育という言葉が載せられていないので、その意味あいを含んだ言葉にしたとのことであった。今だ、「障」教連では、統合教育と盲・ろう・養護学校の隔離教育について、あるいは心障学級、通級制度のことの是非を話してはいない。障害をもつて働き続けられればいいということに、とにかく留まっている。この基本法にも載っていない差別禁止規定や、障害者の権利規定などを、我々障害者が、本当の意味で必要としているところであることを学習や日々の職場内での差別や休職、やむを得ない退職という孤立の中から学び取ることこそ、今、「障」教連にとって必要なことではないだろうか。その意味でいえば、障害者の日はどんな意味を持つのか、あるいは全く意味のないものか、討論が待たれるところである。もう一つは、参議院で付けられた付帯決議の中の難病の問題が有る。社会党の要望の中には、難病を取り入れてほしいということがあつたと聞いているが、難病という枠はどんな形で引かれているのだろうか。60番目は難病で、61番目は難病の枠外としたら、どうい

う事になるのだろうか。難病の枠もさることながら、自民党への要望書を出した社会福祉法人「全国社会福祉協議会身体障害者団体連絡協議会」会長は、精神障害者をこの基本法の対象とすると、本来の障害者対策が希薄になる恐れがあるとし、旧基本法の対象を訴えたという。我々の中でも、是非討論してほしい事項である。また、障害の発生予防の中でも、26条に関しても討論事項であるということも付け加えておこう。最後にこの基本方に関していえば、様々な問題、つまりあらゆる角度からの問題を抱えているといえよう。が、我々「障」教連にとって今、最も重要な事である一人一人の当該を、障害「保障制度」作りの過程と同時進行しながら守り、そしてその職場に留めていく間にこそが真の基本法、つまり差別禁止や障害者の権利といった主張を勝ち取れるのかも知れない。が、「慣れない障害に自らが押し潰され」「人間関係の中で差別され孤立を余儀なくされ」「そのことが、また己に降りかかってきて」「跳ね除ける力も、回りを客観的に見ることも上手に見ることもできない」「跳ね除ける力も、回りを客観的に見ることも上手に見ることもできない」「気力、体力をすり減らしてしまう現実。」
さて、我々の基本法は？ 障害保障制度は？ 人生そのものは？

資料 障害者基本法

第一章 総則

【目的】

第1条 この法律は、障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共 団体等の責務を明らかにするとともに、障害者のための施策の基本となる基準を定める こと等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の自立 と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする。

第2条 この法律において「障害者」とは、身体障害、精神薄弱又は精神障害(以下 「障害」と総称する。)があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限 を受ける者をいう。

【基本的理念】

第3条 1. すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする。

2. すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

【国及び地方公共団体の責務】

第4条 国及び地方公共団体は、障害者の福祉を増進し及び障害を予防する責務を有する。

【国民の責務】

第5条 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉に協力するよう努めなければならない。

【自立への努力】

第6条 1. 障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。

2. 障害者の家庭にあっては、障害者の自立の促進に努めなければならない。

【障害者の日】

第6条の2 国民の間に広く障害者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者の日を設ける。

2. 障害者の日は12月9日とする。

3. 国及び地方公共団体は、障害者の日にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

【施策の基本方針】

第7条 障害者の福祉に関する施策は、障害者の年齢並びに障害の種別及び程度に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

【障害者基本計画等】

第7条の2 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。

2. 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
3. 市町村は、障害者基本計画（都道府県障害者計画が策定されているときは、障害者基本計画及び都道府県障害者計画）を基本とするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第5項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者基本計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
4. 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に競技するとともに、中央障害者施策推進協議会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
5. 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。地方障害者施策推進協議会を設置している市町村が市町村障害者計画を策定する場合においても、同様とする。
6. 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
7. 都道府県又は市町村は、都道府県障害者計画又は市町村障害者計画を策定したときは、その要旨を公表しなければならない。
8. 第4項及び第6項の規定は障害者基本計画の変更について、第5項及び前項の規定は都道府県障害者計画又は市町村障害者計画の変更について準用する。
- [法制上の措置等]
- 第8条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

- 第二章 障害者の福祉に関する基本的施策**
- [医療] 第10条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、又は得るために必要な医療の給付を行うよう必要な施策を高じなければならない。
2. 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療の研究及び開発を促進しなければならない。
- [施設への入所、在宅障害者への支援等]
- 第10条の2 国及び地方公共団体は、障害者がその年齢並びに障害の種別及び程度に応じ、施設への入所又はその利用により、適切な保護、医療、生活指導その他の指導、機能回復訓練その他の訓練又は授産が受けられるよう必要な施策を高じなければならない。
2. 国及び地方公共団体は、障害者の家庭を訪問する等の方法により必要な指導若しくは訓練が行われ、又は日常生活を営むのに必要な便宜が供与されるよう必要な施策を高じなければならない。
3. 国及び地方公共団体は、障害者の障害を補うために必要な補装具その他の福祉用具の給付を行うよう必要な施策を高じなければならない。
4. 国及び地方公共団体は、第3項に規定する指導、訓練及び福祉用具の研究及び

開発を促進しなければならない。

[重度障害者の保護等]

第11条 国及び地方公共団体は、重度の障害があり、自立することの著しく困難な障害者について、終生にわたり必要な保護等を行うよう努めなければならない。

[教育] 第12条 国及び地方公共団体は、障害者がその年齢、能力並びに障害の種別及び程度に応じ、充分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策をこうじ講じなければならない。

2. 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査、研究及び環境の整備を促進しなければならない。（第13条 削除）

[職業指導等] 第14条 国及び地方公共団体は、障害者がその能力に応じて適当な職業に従事することができるようするため、その障害の種別、程度等に配慮した職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

2. 国及び地方公共団体は、障害者に適した職種及び職域に関する調査研究を促進しなければならない。

[雇用の促進等] 第15条 国及び地方公共団体は、障害者の雇用を促進するため、障害者に適した職種又は職域について障害者の優先雇用の施策を講じなければならない。

2. 事業主は、社会連帯の理念に基づき障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

3. 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もってその雇用の促進及び継続を図るため、障害者の雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等にに要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

[判定及び相談] 第16条 国及び地方公共団体は障害者に関する各種の判定及び相談業務が総合的に行われ、かつ、その制度が広く利用されるよう必要な施策を講じなければならない。

[措置後の指導助言等] 第17条 国及び地方公共団体は、障害者が障害者の福祉に関する施策に基づく各種の指導を受けた後日常生活又は社会生活を円滑に営むことが出来るよう指導助言をする等必要な施策を講じなければならない。

第18条 国及び地方公共団体は、第10条第2項第10条の2第1項及び第4項、第12条並びに第14条の規定による施策を実施するために必要な施設を整備するよう必要な措置を講じなければならない。

2. 前項の施設の整備に当たっては、前項による各規定による施策が有機的かつ総合的に行われるよう必要な配慮がなされなければならない。

[専門的技術職員等の確保]

第19条 前条第1項の施設には、必要な員数の専門的技術職員、教職員その他専門的知識又は技術を有する職員が配置されなければならない。

2. 国及び地方公共団体は、前項に規定する者その他障害者の福祉に関する業務に従事する者及び第10条の2第3項に規定する福祉用具に関する専門的技術者の

養成及び訓練に努めなければならない。
[年金等] 第20条 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定に視するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。

第21条 国及び地方公共団体は、障害者に対し、事業の開始、就職、これらのために必要な知識技術の習得等を援助するため、必要な資金の貸し付け手当の支給至急その他必要な施策を講じなければならない。

[住宅の確保] 第22条 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定のため住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

[公共的施設の利用] 第22条の2 国及び地方公共団体は、自ら設置する官公庁施設、交通施設その他の公共的施設を障害者が円滑に利用できるようにするため、当該公共的施設の構造、設備の整備等について配慮しなければならない。2. 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、社会連帯の理念に基づき、当該公共的施設の構造、設備の整備等について障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

3. 国及び地方公共団体は、事業者が設置する交通施設その他の公共的施設の構造、設備の整備等について障害者の利用の便宜を図るため適切な配慮が行われるよう努めなければならない。

第22条の3 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を利用し、及びその必要な施策を講じなければならない。

意思を表示できるようにするために、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利用の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2. 電気通信及び放送の役務の提供を行う事業者は、社会連帯の理念に基づき、当該役務の提供に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

[経済的負担の軽減] 第23条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るために税制上の措置、公共の施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。[施策に対する配慮] 第24条 障害者の福祉に関する施策の策定及び実施に当たっては、障害者の父母その他障害者の養護に当たる者がその死語においては、[文化的諸条件の整備等] 第25条 国及び地方公共団体は、障害者の文化的意欲を満たし、若しくは障害者に文化的意欲を起こさせ、又は障害者が自主的かつ積極的にクリエーションの活動をし、若しくはスポーツを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化、スポーツ等に関する活動の助成その他の必要な施策を講じなければならない。

[国民の理解] 第26条 国及び地方公共団体は、国民が障害者について正しい理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

第三章 障害の予防に関する基本的施策
第26条の2 国及び地方の公共団体は、障害の原因及び予防に関する調査研究を促進しなければならない。

2. 国及び地方公共団体は、障害の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、障害の原因となる傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。

第四章 障害者施策推進協議会（中央障害者施策推進協議会）

第27条 厚生省に、中央障害者施策推進協議会（以下「中央協議会」という。）を置く。

2. 中央協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一、障害者基本計画に関し、第7条の2第4項に規定する事項を処理すること。
- 二、障害者に関する基本的かつ総合的な施策の樹立について必要な事項を調査審議すること。
- 三、障害者の施策の処置について必要な関係行政機関相互の連絡調整をするものに関する基本的事項を調査審議すること。

3. 中央協議会は、前項に規定する事項に関し内閣総理大臣、厚生大臣、又は関係の各大臣に意見を述べることができる。

第28条 中央協議会は、委員20人以内で組織する。

2. 中央協議会の委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、厚生大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する。

3. 中央協議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

4. 中央協議会の専門委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、厚生大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する。

5. 中央協議会の専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6. 中央協議会の委員及び専門委員は、非常勤とする。

（地方障害者施策推進協議会）

第30条 都道府県（地方自治法第252条の19第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む以下同じ）に地方障害者施策推進協議会を置く。

2. 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会は次に掲げる事務をつかさどる。

一、当該都道府県に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。

二、当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

3. 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は条例で定める。

4. 市町村（指定都市を除く）に地方障害者施策推進協議会を置くことができる。

5. 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により地方障害者施策推進協議会が置かれた場合に準用する。この場合において、第二項及び第三項中「都道府県」とあるのは「市町村（指定都市を除く）」と読みえるものとする

第 2 部

スクランブル

皆さんで作るコーナー

多くの方の原稿を待ちます
友達の欲しい方募集してみませんか

◆◆原稿の送り先は次の通りです
編集委員会事務局：宮城道雄
〒339 埼玉県岩槻市府内1-3-52
tel 048-797-1323

どこまでも可能性を求めて

—病気や障害を持っても働き続けるには—

栗原 昌子

教師という仕事は、映画「学校」でも描かれているように、実に意義のある素晴らしい仕事である。

私は、小学校教師となって二十二年、仕事にも少々自信が持て、時間にも余裕ができてきて、さらに全力投球できるぞと思っていた矢先、突然発病した。病名は慢性関節リウマチ。後で知ったのだが代表的な膠原病疾患である。今から四年前のことである。

★発病から休職まで（約一年半）

三クラス編成の一年生担任だった。一学期は薬が効いていて、ほとんど普通に勤務することができた。二学期からは、全身のだるさがひどくなり、すぐ疲れた。研究授業、学芸会と大きな行事があったが、学年の先生の援助でなんとか乗り切れた。三学期、寒い時期に外での体育は無理なので、体育の講師を求めた。都教委からは、「学年末なので、人がいない。校内操作で。」という返事だった。そこで、三学期だけの措置として、学年で一時間、再雇用の先生が二時間受け持つということになった。

次年度、同じメンバーで二年生の担任となった。リウマチの恐ろしさをよく知らず普通に働いていたので六月ごろから全身のだるさに加えて関節の痛みがひどくなっていた。気力でがんばって、やっとのことで学期末。夏休みに入り、気力の部分がなくなりさらに悪化した。医師に、「このままでは、十年後には使いものにならない体になる。やめたくなかったら、今、二年間休む必要がある。」と言われてしまい、休むことになった。（二年過ぎた今、まだ復職はできていない。）

この一年半のことを振り返ると、同学年の先生にはずいぶん助けていただいたと思う。二人ともベテランで、人間のよくできた方々だったので、私への配慮も十分にしてくださった。そのおかげでやれた部分が多くある。

今思うと、それはいつでも誰にでも望めることではない。一学年一クラスという学校も増え、健康な先生でもくたくたな毎日というのが現場の実情である。

気持ちはあるても、人のことどころではないというのが実態ではないだろうか。
(後述の障害保障制度につながる)

★休職中のこと(現在も含め二年半)

休んで気力や責任がなくなってきた分、症状は悪くなっていた。リウマチの本をむさぼり読んだのもこの時期である。原因不明・完治の方法なし・全身の関節が破壊されていく難病・過労とストレスが悪化を進めるという具合。知れば知るほど気が滅入った。救いは命に別条が少ないとだけである。発病以来、程度の差はある、関節の痛くない日は一日もないというやっかいな病気に、もう仕事はできないのではないかと悶々とした毎日であった。よく、失ったものは大きいというが、仕事ができそうもない身になってみると、それが自分にとっていかに大きな意味を持っていたのかが実感としてよくわかった。そんな時期、朝日新聞の記事が目にとまった。(1991年12月14日付)

★「障教連」を知る

「障害抱えつつ教壇に」という見出しでその記事は始まっていた。内容は、「視覚障害や人工透析など、障害や病気を抱えながら、学校で働き続けたい」という教師や支援する人たちが集まって、『障害(障害)を持つ教師と共に・連絡協議会』が発足した。(略して『障教連』) 同僚の前ですら、悩みを口にできず、孤立無援で苦しんでいる先生たちに、少しでも働きやすい環境ができるようと考えていこう。」

という目的で、都立高校の数学の先生(視覚障害者)が中心となり、会員二十人(当該者八人)で発足したと書かれていた。また、

「同僚の協力も必要だが、工夫と努力次第で教師は続けられる。精一杯努力する姿を、生徒は見てくれると思う。教育現場こそ、障害を持つ者も、持たない者も、共に生きる社会であるべきではないでしょうか。」
という代表の言葉で結ばれていた。小学校の担任は無理だなと思いつめていた私は、この記事を読んで、もしかしたら続けられるかもしれない一筋の光がさす思いがし、翌年の四月に入会した。

★「障教連」のこと

会は、視力障害・人工透析・膠原病・肢体障害・聴覚障害等の当該教師や趣

旨に賛同する人たちで構成されている。小・中・高・大にまたがり、1994年1月現在の会員数は約150名となっている。目標として、

●ノーマライゼーションは教育現場から

=教師も子どもも共に生きる=

●障害があっても働く教育現場の実現に向けて、障害保障制度確立を目指そう

の二点をあげ、都教委との話し合い、署名運動を展開している。障害保障制度の中身としては、①障害に応じたワークアシスタントの配置②勤務内容の軽減③通勤・通院を配慮した異動④勤務時間内での定期通院の保障⑤必要な補助機器の導入 の五点を求めている。病気・障害がさまざまでし、身体が不自由なので、集まる人も限られてきたりして、活動はなかなか難しい。が、活動を継続していく中で、都教委や組合などが耳を傾けてくれるようになってきた。

★障教連のメンバーの具体例

A先生(43才・都立高数学担当・視力障害二級) 1989年急速に視力が落ち、治療困難な病気とわかる。転職を求められたりしたが、どうしても続けたいと思った。点字・音声ワープロを覚え、ボランティアに教材をテープや拡大写本にしてもらったりしてこなしている。時間軽減・アシスタントの配置・現在一時間三十分かかっている職場から、もっと近い学校への異動を求めてい

B先生(37才・小学校教諭・人工透析・視力障害一級・図書・音楽を十時間担当) 障害者に対する制度がないので、「特別措置教員制度」を便宜上当てはめられて二年目。視力障害での小学校勤務の難しさがあるが、何とかして授業を切り開いている。又、命にかかる透析通院に有給休暇をとって行っている。当然途中で足りなくなる。有給休暇でない通院の保障を求めている。

C先生(46才・小学校家庭科・人工透析) 去年は担任だった。一回につき四~五時間かかる透析に週三回行くわけだが、行事等、学年で合わせることが多く、時間のやりくりと身体が大変であった。今年は家庭科で異動ができたのですこしほっとしている状態である。

★なぜ働き続けようとするのか

こんな大変な思いをしつつ、私達はなぜ働き続けたいのか？前述のA先生の場合は、信念である。

小さい時から強度の近視で、一緒に遊んでいる友達からも差別を受けた。生活上の差別を実感として味わった。高校生の時、（当時は盲の状態ではなかったが）学力・能力があっても障害者が就職で差別されていることがわかり、社会上の差別を知って先生になりたいと思った。大学に進み、盲学校の教師になっただけで障害者の職域の拡大の手助けをしたいと思い、盲学校の先生に相談した。彼は「普通校で教師をすることによって、視力が弱くてもできるという、生きた見本となって働くことも意義のあることではないか。」と勧められ、自分もそう思って普通校の教師となつた。五年前に視力障害が急速に進行し、盲の状態になってしまい、仕事がさらに大変になってしまった。でも、自分ががんばることで道を開いていくという信念で今日までできている。

そのほかに、仕事をやめたその日から、社会的・経済的に生活が脅かされてしまうことになる。本人の意欲・努力と制度上の保障があれば可能性があるにわかからず、病気や障害を持ってしまったときに働き続けられなくなるのは、人間も使い捨てられる存在だということになる。こういう社会では困る。誰にでも当てはまる大事な事である。

さらに、教職が自分に合っているということがあげられる。他に道がないとはいえないが、病気・障害があるからこそ、慣れている仕事の方が無理が少なくて、できるところまで、チャレンジしていきたいと思うのである。
また、障害児もいずれは大人になり、働くことになる。私達が、今、声を上げがんばっていくことは、その子たちの道も開いていくことになる等々...
病気や障害の種類によって、少々ニュアンスは異なるが、このように、働き続けることに意義を見いだし、がんばっている。

★働き続けられる制度

日本では、やっと、小中学校での40人学級が実現したところだが、児童数がどんどん減ってきていている今こそ、一クラスの定員をもっと減らして、欧米などの20~30人前後にしたり、専科の配置を拡大するいい機会である。それは、くたびれ果てている現場のほとんどの教師が望んでいることである。一学

年一人で40人受け持ち、学年のことを一人でこなしてきりきり舞いしている仲間がたくさんいる。そうでなくとも、疲れて、日曜日にはひたすら寝て体力を保っているという仲間もたくさんいる。

こんなふうに、健康でいても、過労状態で働いている現状の中で、病気・障害を持って働き続けようとするのは、さらに大変なことになる。

健常者の100%の働き方と病気・障害を持つ人の100%とは違う。同じであることは無理である。でも、現状では、誰にでも100%の働きを要求されてしまう。くたびれ果てている同僚に協力を求めるのは、酷である。そんな中で、今までに無念の思いでやめていった人がたくさんいることだろう。現在でも無理をして100%こなしている先生方もたくさんいることだろう。

私の場合は全身の炎症と関節の破壊が進む中で、遠足・運動会・学芸会とフルに体を動かす機会の多い担任としての勤務は難しいと思う。今の制度の中では、専科の先生になることが考えられる。一番やれそうな家庭科は（14学級以上での配置）児童数減の中で、どんどんなくなっている。そうなると、再雇用の先生に手助けしてもらっての担任とか、チーム・ティーチングの先生として働ければ、可能性は広がると思う。

はじめは、病気になったらやめるしかないとと思っていた私も、この頃では、このように、本人の意欲と支える制度があれば働き続けることが可能だと思うようになってきた。（症状により限界はあると思うが）

病気や障害を持ってしまったその日から働くことが脅かされていく社会ではあまりにも貧しい。誰にでも起こりうる病気・障害に対して安心して働き続けられるような制度ができることをめざして、障教連の仲間と共にがんばっていきたい。

(1994.1.12.)

私が熊本商科大学（この4月から熊本学園大学と名称を変更）の教職課程担当教員として着任したのは今から4年前でした。それ以来様々な人や集団と出逢い、刺激され、影響を受けて、少しずつ変わってきたように思います。この期間は、それ以前よりもわずかながら視力も落ち、視野も狭くなつたようで、このことも私の態度や行動の変容を促したと思います。

私は、高校1年の時、1番前の席でも黒板の字が読みづらくなり、それは眼鏡が合わないためではなく、病気のためであることがわかりました。当初は網膜黄斑部変性症と診断されました。20年ほど前、ラジオで眼科医が、「これは50歳までには失明することがあります」と説明するのを聴いた時は、やはりかなりのショックを受けました。

病気は緩やかにしんこうしましたが、眼鏡をかけた上で大きなルーペを使って本を読む形で勉強しながら、何とか大学に入学しました。しかし、その先の進路を考え始めた時に暮れました。社会科の教師になろうと思い調べてみると、矯正視力0.6に達しない者は受験資格なし、とわかりました。これからさらに視力は低下していくのだし普通の就職などできないのだと落ち込みました。思いあぐねて、カウンセリングの担当教授に相談に行くと、「最悪の事態を想定して、そのための準備のみをする前に、覚悟だけはしておいて、今やりたいことを精一杯やったがよい」と言われました。この助言で目を開かれ、勇気づけられ、とりあえず勉強を続けました。そして、思いがけず、大学院の先輩から、今まで他の手段は使っていません。

さて、熊本に着任したその年に、車椅子で行動する教職志望の学生に出会いました。そして、彼を通じて、その同じとしに結成された「障害者自立センター・ヒューマンネット

ワーク熊本」という組織に加わることになりました。これは電動車いすや自動車を運転する障害者と健常者が一体となって、障害者の自立生活のための研修や啓発や広報活動を展開していくとするものです。私はその活動家たちとも交流を深めるようになってきました。そして彼らとつき合っているうちに、私は自分を「障害者」として自分を受容していないこと、いい意味で開き直って、障害者として頑張って、自然に生きてはいないと、気づき始めました。

そんな時に職場の同僚から、熊本市内に、県外から多くの患者が来るほどの有名な眼科病院あるから1度是非行くように勧められました。早速出かけてみたところ、もはや障害者手帳をもらい白杖をもったがよい段階に来ていると言われました。1種4級の手帳をもらいおりたたみ式の白杖を常時携帯するようになったものの、慣れた場所では不便も危険性も感じることはあまりなく、つい使わないで過ごしてしまいます。

こんな状況から一步踏み出すきっかけとなったのが、本会の会員でもある全国視覚障害教師の会の栗川治事務局長との出会いでした。熊本の障害者運動の紹介記事のために取材に来られた栗川さんを何とかして私に会わせようとしたのは、ヒューマン・ネットワーク・熊本の活動家たちでした。

研究室で、すぐ意気投合した私は、全国視覚障害教師の会の会員になり8月下旬に新潟で開かれた全国研修会に参加し、そこで本会のことを知り、入会した次第です。

先達の方々の深みのある積極的な判断と行動に心から経緯を表しています。多くのことを学びながら、共に歩ませていただきたいと思っています。「障害保障制度確立のための署名運動」には、私にしては珍しく積極的に取り組んだつもりです。

ここ数ヶ月の大学内外での私の様子やこれこれから取り組まねばならない私の様々な課題についても書くつもりでしたが、いつか別の機会に報告させていただきます。

□教育環境の悪化の中で□

5月の下旬を迎えて、学校も新学期の慌ただしさから抜けたと思うまもなく、中間考査に入ろうとしている。聞くところによれば、プロ野球の巨人軍の助っ人コト一選手の家族がようやく日本に来てお父さんと一緒に暮らせるようになったと言う。小学生の息子さんは、夏休みまであと一週間あるけれど、担任の先生にお願いして、休みを繰り上げて日本にやってきた。これを聞いて、日本の子供には出来ないことだな、と思ったものだ。一月にやってきた。これを聞いて、日本の子供には出来ないことだな、と思ったものだ。一度、第二土曜日が休みになるだけで、子供の扱いをどうするかと、喧々がくがくにならぬ世論に、日本は本当に豊かなのかと首を傾げたくなる。

先日、私たちの学校で、これは毎年恒例の行事なのだが、高3の生徒に対して、進学ガイダンスが開かれる。大学に合格した先輩たちを招いて、生徒たちに受験生活全般について色々とアドバイスをしてもらおうという趣旨の行事なのだが、先輩たちに話してもらう前に、進学指導部で、事前指導をしなければならない。「授業を大切に」とか「予備校に行っても、学校の授業の予習復習ができなければ効果は望めない」などを話の中に入れてほしいと要請するのだ。この事前指導をしないと、どうしても何か不都合なことを話されることは、という不安が拭いきれないのだ。

ガイダンスの後、教師との懇談会もある。この中でも、これが果たして一流大学に合格した生徒なのかと唖然とさせられるような発言がなされることがある。「教師は勉強不足」「一つの教材を50分で終わらない授業は無意味」、あげくの果てが「授業そのものが無意味」などと言う。これが中学から6年間我が校で勉学した生徒の、われら教師に対する感情かと慨嘆するばかりである。

現在、私立学校は生徒減のために、かなり厳しい危機感をもって、色々と施策を講じているが、その多くが進学率の向上に焦点を当てている。学校の正面玄関に「目標、東大10名合格」などと垂れ幕を張り、「この目標を達成しなければ、学校首脳部は頭を丸める」と宣言して生徒を叱咤激励する校長もあると言った案配だ。正に生徒は学校の「商品」と化している。

こうした学校の環境の中で、「障害を持ちながらも一生懸命努力する先生の姿は、生徒に決して悪い影響を与えるものではない」という「障・教・連」の基本姿勢を前面に掲げ

て奮闘するのは、並大抵のことではない。最近、特にこうした教育環境の汚染は、従来の学校内暴力などに現れた荒廃よりも深く陰湿な精神的荒廃や生徒間、教師間の分離、断裂を引き起こしている。例えば、「障・教・連」の会員の事例にも、「協力している先生方にお礼として職員会議でお菓子を配ったらどうか」と半ば強要するいやがらせの手紙を送りつけたり、健康上の理由から引率を断った教師に対して、業務命令を拒否するのか、と詰め寄るなど、教育の現場に、体制優先、弱者追出しの思想に積極的に加担する教師は枚挙にいとまがない。この中で「障・教・連」に寄り集まって、僅かながらではあるが、成果をあげてきた当該教師と「共に」会員は、教育現場に今もっとも欠けているヒューマンコミュニケーションの心を持ち合わせているのではないだろうか。

□勇気と励ましのネットワークを□

しかし、自己満足ばかりしていられない。3年目を迎えた「障・教・連」の中にも、色々困った問題や克服すべき問題が山積みされている。一番気になるのが、定例会の参加メンバーの固定化と減少です。先に述べたように、職場の精神的荒廃状況のなかで、疲労困憊している当該会員が出席できない状況は日常的にあることは不可避ではあるが、また新しい会員の相談に勇気と励ましを与えることができるのも、困難な状況にあって頑張っている当該会員である。また東京で定例会を開くだけでは、地方会員は出席して報告することもなかなかできない。今は、代表が電話で地方会員の問題に取り組むといった方法しかとれない。直接会って話ができるはもっと異なった展開もあっただろうと思われる事例も増えている。こうした組織上の問題点を討議する余裕が、現在の運営会議にはないが、なるべく早急に対策をたてて取り組む必要がある。先日代表に聞いたことだが、当該者に直接会って話をすれば、違った方向を選択できた事例がかなりある。電話だけでは、その人の持つ悩みを細かく聞いて職場復帰や、職場内の人間関係を掘り起こすことは出来ない。感情の行き違いがあって、当該者の意識が消極的になったり、「障・教・連」に加入しても自分の抱える問題に結びつかない、という否定的方向で離れていく人もいるという。自分の問題が一段落すると、「障・教・連」との関わりが疎遠になる当該会員も、定例会の参加者の固定化を生んでいる。これを着実に解決する道は、現在全国で徐々に進んでいる障害者団体や個人のネットワーク化であろう。障害者自身が日常的に他の障害者問題に取り組むことが困難な状況は常にあり、そこを健常者やボランティアに補っていく形である。労働組合に依存して問題解決をはかればよいとするのは、身分保障の点

編集後記

宮城 道雄

では確実性もあるが、復帰した後の仕事のあり方まで詰めることは難しい場合も多い。「障・教・連」の機関誌とも言うべき「ひとすじの白い道」の原稿締切りが、とっくに過ぎているのに、今頃あわててこの原稿を書いているのだが、うれしい知らせが事務局長の宮城さんから届いた。NHKが私たちの駅頭での署名活動を取材し放送するという。これまで署名活動を街頭で行っているときにも時折NHKの人を見にきていたが、一向に電波には乗らなかった。こうしたマスメディアを通じて私たちのささやかな取組みが紹介されれば、一般社会の理解も徐々に広がりを見せることは確実だし、それを質的に深めるのは私達自身の問題である。上で述べたネットワーク作りも加速することができる。

□自然に生きたいから、「障・教・連」をよろしく!□

こうした「障・教・連」の明日への道のりを、私たちがきちんと心の中に描いて生きていきたい。本誌に熊本学園大学の古賀先生も書いているが、「障害者」として自分を受容し、自然に生きていきたい。肩肘を張って、無理する必要はない。言ってみればこんな簡単なことが、実はなかなか出来ないことなのだ。私もまだ毎日心が揺れ動き、古賀先生の単なことが、CMではないけれど、「ま、いろいろご不満もおありでしょうが、『障・教・連』ヒーのCM」と連帯のご挨拶(?)を送ってこの原稿を終わりにしたい。

(1994.5.31)

第6号が出来上がりました。今回の中身は焦点とスクランブルですから第5号と合わせて一まとめの内容となっております。

さて、焦点では昨年成立した「障害者基本法」について取り上げました。心身障害者対策基本法を改正したわけですが、心身及び対策という言葉を取りさったり、適用範囲を自閉症とてんかん及び精神障害に拡大しています。更に、障害者の雇用のために、事業主並びに関係機関の責任者は特別の対応措置を取らなければならないことを明記してあります。しかし、まだ多くの不充分点が残されていることも忘れる事はできません。私達はこの法律の前進面を高く評価して運動の武器として活用すると同時に、問題点は改善するように指摘し続けなければなりません。とにかく基本法については各自がしっかりと学習していきましょう。

先日、本会の第3回大会(夏合宿)の総会において、方針の中に障害者差別をなくすためにの一項を入れること、各地に孤立している当該者を点からネットへつなぐ等の事柄が確認されました。一方、会の活動も大きく広がり節目になっていると言えます。会の過去、現在、未来をじっくりと考えることが必要ではないでしょうか。その際に第5号の巻頭言や軌跡を読み直して頂ければと思います。

次号では第3回大会特集を載せる予定です。

皆さん、連日猛暑が続きますが、暑さに負けずに頑張りましょう。

編集委員会事務局

宮城 道雄 宅

〒339 埼玉県岩槻市府内1-3-52

tel 048-797-1323